

## 2023 年度 新領域学術院 融合研究審査要項

(目的)

**第1** 2023 年度新領域学術院融合研究実施要項第6に基づき、融合研究における審査方法を定める。

(審査委員)

**第2** 融合研究の審査員は、以下のとおりとする。

学長が指名する理事

新領域学術院の院長

新領域学術院の副院長

副学長(国際・グローバル化推進担当)

(審査書類)

**第3** 融合研究の審査書類は、「2023 年度新領域学術院融合研究申請書」とする。

(審査方法)

**第4** 融合研究の審査は、書面審査及びヒアリング審査とする。

2 書面審査は、審査員それぞれが第5に規定する評価項目に対して採点し、申請者毎に得点の平均点を算出した上で順位付けを行う。

3 前項に規定する採点は1～5点とする。

5点 非常に良い

4点 よい

3点 普通

2点 劣る

1点 非常に劣る

4 ヒアリング審査は、第4第2項に規定する平均点が上位の研究代表者に対して行い、書面審査を考慮した上で順位付けする。

5 審査員が自身の申請書又は利害関係者の申請書を審査する場合は、その審査を辞退するものとする。

(書面審査の評価項目)

**第5** 融合研究の書面審査の評価項目は以下のとおりとする。

一 異分野融合の研究分野であり、新規性の高い研究課題であるか。

二 研究目的及び研究内容が具体的かつ明確に示されているか。

三 研究チームは設備など研究環境等も含め、適切な研究組織体制になっているか(当該研究課題の成果が共著論文として発表できるような体制になっているか)。

四 招へい研究者を加えた研究チームが、国際共同研究に発展するか。

五 研究チーム内の研究員に対する人材育成方針は新領域学術院の理念に沿ったものであるか。

六 その他院長が定める評価項目

(ヒアリング審査の内容)

**第6** ヒアリング審査の内容は、はじめに研究代表者が研究内容の発表を行い、審査員が研究代表者に対して質疑を行う。

2 審査員が自身の申請書又は利害関係者の申請書を審査する場合は、その審査を辞退するものとする。

(決定及び通知)

**第7** 院長は、書面審査及びヒアリング審査の結果を新領域学術院運営委員会に諮るものとする。

2 前項の審議結果に基づき、院長は速やかに融合研究の研究代表者を決定し、本人に通知する。

3 不採択者については、院長がコメントを付して通知する。

4 採択結果は学長に報告するとともに、電子掲示板等で学内に公表する。

(守秘義務)

**第8** 審査員は、審査書類の内容及び採点結果等の審査に係る内容を漏洩してはならない。

附 記

この要項は、2022年12月2日から実施する。